

8.12 廃棄物

8.12.1 調査事項

調査事項は、表 8.12-1 に示すとおりである。

表8.12-1 調査事項（東京2020大会の開催後）

区 分	調査事項
予測した事項	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・ 施設の利用者数
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世田谷区の分別方法に従い、古紙、ガラスびん、缶等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・ 施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める計画としている。 ・ 産業廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・ その他の産業廃棄物については、専門業者による適正処理を行う。 ・ イベントの開催時において発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、各事業者が“事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理”する必要があるため、大会やイベントの開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する計画としている。

8.12.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.12.3 調査手法

調査手法は、表 8.12-2 に示すとおりである。

表8.12-2 調査手法（東京2020大会の開催後）

	調査事項	施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
	調査時点	施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とした。
調査期間	予測した事項	2021年の適宜とした。
	予測条件の状況	2021年の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	2021年の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地とした。
	予測条件の状況	計画地とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とした。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.12.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等

本施設は、2023 年秋まで 2 期工事中であり、再開苑は 2023 年秋以降であることから、廃棄物の実績値はまだない。

2) 予測条件の状況

ア. 施設の利用者数

本施設は、2023 年秋まで 2 期工事中であり、再開苑は 2023 年秋以降であることから、施設の利用者数の実績値はまだない。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.12-3 に示すとおりである。なお、廃棄物に関する問合せはなかった。

表8.12-3 ミティゲーションの実施状況（東京2020大会の開催後）

ミティゲーション	・世田谷区の分別方法に従い、古紙、ガラスびん、缶等は、資源として分別回収を行う計画とする。
実施状況	世田谷区の分別方法に従い、発生した廃棄物は、古紙、ガラスびん、缶等に分別する。
ミティゲーション	・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める計画としている。
実施状況	施設の稼働に当たり、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえた、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用については、今後、動向も踏まえて対応を検討していく。
ミティゲーション	・産業廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。
実施状況	産業廃棄物については、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況をマニフェストにより確認する。
ミティゲーション	・その他の産業廃棄物については、専門業者による適正処理を行う。
実施状況	馬糞等の産業廃棄物については、施設改修前と同様に、収集運搬業者によるリサイクル施設への運搬を計画しており、適正処理に努める。
ミティゲーション	・イベントの開催時において発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、各事業者が“事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理”する必要があるため、大会やイベントの開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する計画としている。
実施状況	イベント開催時に発生した廃棄物は、開催事業者の責任において処理・処分するよう指導する計画としている。